

令和5年度 子ども・子育て支援調査研究事業

認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に
向けた調査研究

—報告書—

株式会社 野村総合研究所

令和6(2024)年3月

目次

第1章 本調査研究の背景・目的及び手法	2
1. 背景・目的.....	3
2. 調査手法	4
第2章 アンケート調査.....	5
1. アンケート調査手法.....	6
2. 自治体向けアンケート調査結果.....	8
第3章 ヒアリング調査.....	18
1. 調査手法	19
ヒアリング個票.....	20
1. A 県.....	21
第4章 Q&A 集の作成に資する 情報の整理	25
1. Q&A 集の作成に資する情報の整理.....	26
第5章 総 括	29
総 括.....	30
参考資料① 自治体向けアンケート調査単純集計.....	32
参考資料② 自治体向けアンケート調査票.....	39

第1章

本調査研究の背景・目的及び手法

1. 背景・目的

1-1 本調査研究事業の背景

我が国では、保育施設の施設数・利用者数の増加を受け、認可外保育施設を含めた保育所等の質の確保・向上が喫緊な課題となっている。そこで、厚生労働省及びこども家庭庁では、保育園及び認可外保育施設等の質の確保・向上を目的として、「保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業（旧：保育所の事故防止の取組強化事業）」が行われてきた。これにより、研修事業や巡回指導事業などの費用の一部が補助され一定の成果を上げている。

幼児教育・保育の無償化は、認可保育園・幼稚園・認定こども園のほか、都道府県に届出し、国が定める基準を満たす施設のみ、認可外保育施設を利用する児童も対象とされている。この基準は、5年間の猶予期間が設けられているが、その期間は令和6年9月末までとなっており、適切かつ円滑な立入調査を自治体が行うことが求められている。しかし、令和3年度認可外保育施設に係る現況調査では、全体で実施済みの施設は半数程度にとどまり、かつ自治体により立入調査の実施状況にばらつきが生じている。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」において、都道府県によって市区町村への指導監督権限の移管状況や基準の取扱いに差が生じていることがわかっており、各自治体において、統一的な取扱いができていないのが現状である。

猶予期間終了後に証明書の発行ができないために無償化の対象外となる施設を少なくするためには、自治体が立入調査を実施する機会が多くなるよう、指導監督基準の理解を促進し、専門的な視点で立入調査をできる人材を増やすことや、円滑な立入調査の実施のため、全国において統一的な取扱いにより監査が行われることが喫緊の課題である。

1-2 本調査研究事業の目的

上述のとおり、認可外保育施設の質の向上を図るためには、その指導監督を担当する都道府県等の職員の業務負担軽減を図ることが重要な課題であるところ、各都道府県等において、認可外保育施設に対する指導監督がどのように行われているかといった情報は、必ずしも十分に地方公共団体間で共有されている状況にはないと考えられることから、各都道府県等が有する指導監督に関するノウハウ等を横展開するための方策を講ずることが求められている。

本調査研究では、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」において作成された事例集及びQ&A集について、より現場で活用しやすい内容とする観点から見直すことを目的に実施した。

2. 調査手法

2-1 調査手法

(1) 自治体アンケートの実施

全国の都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置市（特別区を含む）の認可外保育施設所管部署を対象に、認可外保育施設の現況の把握及び指導監督における課題の把握を目的として、「認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究アンケート調査」を実施した。本アンケートでは、例年こども家庭庁にて実施している「認可外保育施設の現況調査」の内容を含んだものとした。

調査実施に当たっては、まずは調査票の設計を行った。調査設計に際しては、指導監督基準等の項目ごとに解釈に迷う項目を把握するとともに、令和3年度に作成されたQ&A集及び事例集の認知度及び改訂すべき点を調査できるよう設計した。

つづいて、アンケート調査票の確定後、都道府県、政令市、中核市、児童相談所設置市に対してこども家庭庁よりメールにて送付した。

調査期間は、令和5（2023）年12月26日から令和6（2024）年1月31日とした。

ここに、調査にご協力いただいた自治体のご担当者にご挨拶を申し上げます。

(2) ヒアリング調査

認可外保育施設の施設数や過去の現況調査における立入調査の実施率などをもとに、認可外保育施設の指導監督において課題を抱えていると考えられる自治体を抽出し、こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設室と協議の上で、ヒアリング先を選定した。対象を選定した後、令和6（2024）年3月にヒアリング調査を実施した。

(3) Q&A集の作成に資する情報の整理

アンケート調査の結果及び令和5年度にこども家庭庁にて対応した疑義照会に基づき、自治体において疑問の生じやすい項目を取りまとめ、令和3年度に作成したQ&A集に項目を追加し、改定した。

第2章

アンケート調査

1. アンケート調査手法

1-1 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

全国のすべての都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置自治体の計 136 客体を対象として実施した。

(2) 調査方法

エクセルシートを用いて調査票を作成し、こども家庭庁より直接メールにて調査票を送信した。その後、回答済みエクセルシートをメールにて回収した。回収した調査票を事務局にて精査し、未回答及び矛盾回答が生じている自治体に対しては、個別で疑義照会を行い、回答内容の確認を取ったうえで、集計を行った。

(3) 調査期間

令和 5 (2023) 年 12 月 26 日から令和 6 (2024) 年 1 月 31 日にかけて実施した。ただし、現況調査の性質上、すべての調査対象自治体から回収する必要があるため、調査期間終了後も継続して問合せ・回収を行った。

なお、報告書作成時点で、2 自治体からの回答がなかったため、件数には反映されていない。

(4) 調査内容

認可外保育施設の現況調査に係る設問として、認可外保育施設の施設数・利用児童数・届出対象施設の変動状況・評価基準適合状況・指導状況・改善状況及び廃止状況・居宅訪問型保育事業に係る保育従業者について把握した。

また、「認可外保育施設の指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」の運用の課題を把握するため、それぞれの記載項目に沿って、解釈に迷う項目及びその内容を調査した。くわえて、令和 3 年度に作成された事例集及び Q&A 週の活用状況や指導監督実施上の課題を調査した。

なお、現況調査に係る設問については、各自治体の回答の再確認による数値確定後に公表されるため、ここでは報告対象外とした。

(5) 有効回答数及び有効回答率

対象自治体数：136

有効回答自治体数：134 (令和 6 年 3 月 31 日時点)

有効回答率：98.5%

(参考：令和 3 年度実施アンケートの有効回答数及び有効回答率)

対象自治体数：1,794

有効回答自治体数：730

有効回答率：40.7%

※令和 3 年度調査では、全都道府県及び市区町村を対象として実施したが、令和 5 年度調査では都道府県・政令市・中核市・児童相談所設置自治体のみを対象としているため、対象自治体数が少なくなっている。

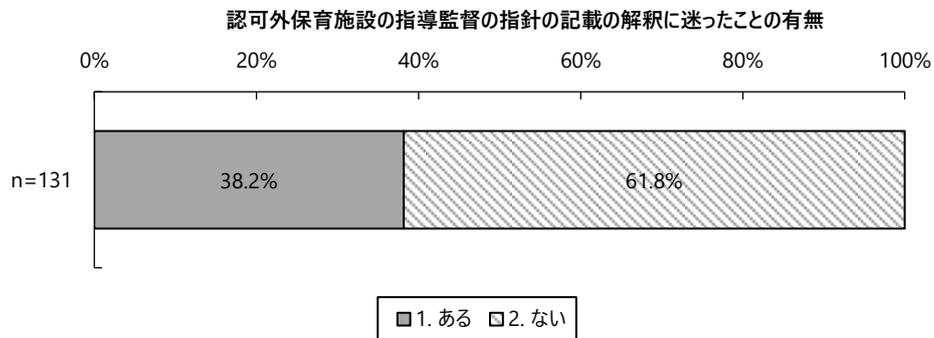
2. 自治体向けアンケート調査結果

2-1 調査結果

(1) 「認可外保育施設の指導監督の指針」の解釈に迷う項目

「認可外保育施設の指導監督の指針」の運用について、同指針の解釈に迷った経験の有無を尋ねたところ、回答のあった131自治体のうち、38.2%にあたる50自治体が「ある」と回答した。なお、調査票の提出はあったものの、以下のアンケートについての回答がなかった自治体があるため、全体の有効回答数と各設問のn数に差が生じている。

図表 1 「認可外保育施設の指導監督の指針」の解釈に迷った経験の有無(単数回答・n=128)



「認可外保育施設の指導監督の指針」の項目に沿って、解釈に迷うことのある項目を尋ねたところ、「第1 総則」内の「2 この指針の対象となる施設」について解釈に迷うと回答した自治体が最も多く、40.0%が回答した。同じ「第1 総則」内の「4 認可外保育施設の把握」が36.0%で次に多い結果となった。また「第2 通常の指導監督」内の「3 立入調査 (1) 立入調査の対象」も同様に2番目に多く、36.0%の自治体が回答した。令和3年度調査と比較すると、上位にある項目の顔ぶれは変わらず、多くの自治体が解釈に迷いやすい項目は大きく変わっていないことが分かる。

図表 2「認可外保育施設の指導監督の指針」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=50)

#	章	節	項	該当ページ番号	質問5 (2)			
					回答数	回答率		
						n=50		
1	第1 総則	1	この指針の目的及び趣旨	p.2	1	2.0%		
2		2	この指針の対象となる施設	p.2~3	20	40.0%		
3		3	指導監督の事項及び方法	p.3	4	8.0%		
4		4	認可外保育施設の把握	(1)	認可外保育施設の把握	p.3~4	4	8.0%
5				(2)	認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導	p.4~6	18	36.0%
6				(3)	届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置	p.6~7	2	4.0%
7				(4)	市区町村に対する届出事項の通知	p.7	0	0.0%
8	第2 通常の指導監督	1	通則	p.7	1	2.0%		
9		2	報告徴収	(1)	運営状況報告の対象	p.7~10	8	16.0%
10				(2)	運営状況報告がない場合の取扱い	p.10	5	10.0%
11				(3)	特別の報告徴収の対象	p.10	0	0.0%
12		3	立入調査	(1)	立入調査の対象	p.10~12	18	36.0%
13	(2)			立入調査の手順	p.12~14	6	12.0%	
14	第3 問題を有すると認められる場合の指導監督	1	通則	p.14~15	1	2.0%		
15		2	改善指導	(1)	改善指導の対象	p.15	2	4.0%
16				(2)	改善指導の手順	p.15	1	2.0%
17		3	改善勧告	(1)	改善勧告の対象	p.15~16	1	2.0%
18				(2)	改善勧告の手順	p.16	1	2.0%
19				(3)	利用者に対する周知及び公表	p.16	0	0.0%
20	第4 事業停止命令又は施設閉鎖の対象	(1)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	p.16~17	2	4.0%		
21		(2)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順	p.17~18	0	0.0%		
22		(3)	自治体間の情報提供及び公表	p.18~19	1	2.0%		
23	第5 緊急時の対応	(1)	緊急時の手順	p.19	0	0.0%		
24		(2)	緊急時の改善勧告	p.19~20	1	2.0%		
25		(3)	緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令	p.20	0	0.0%		
26	第6 情報提供	1	市区町村等に対する情報提供	p.20	0	0.0%		
27		2	一般への情報提供	p.20~21	2	4.0%		
28	第7 雑則	1	記録の整備	p.21	0	0.0%		
29		2	厚生労働省への報告	p.21	0	0.0%		

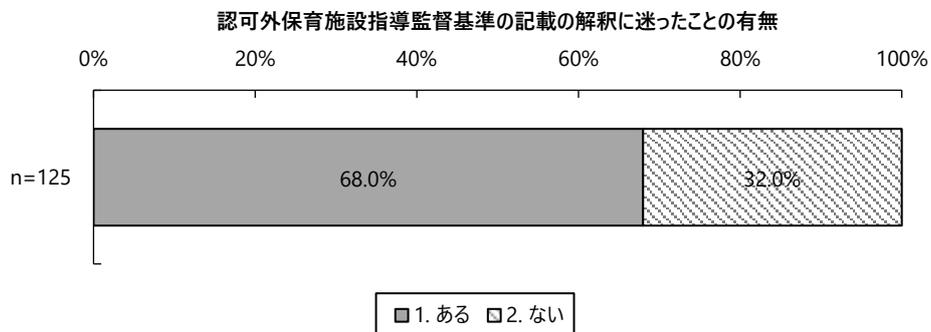
**図表 3 (参考)令和3年度調査での「認可外保育施設の指導監督の指針」にて解釈に迷う項目
(複数回答・n=61)**

#	章	節	項	実数	割合	
1	第1 総則		1 この指針の目的及び趣旨	3	4.9%	
2			2 この指針の対象となる施設	27	44.3%	
3			3 指導監督の事項及び方法	6	9.8%	
4			4 認可外保育施設の把握	33	54.1%	
5	第2 通常の指導監督		1 通則	1	1.6%	
6			2 報告徴収	(1) 運営状況報告の対象	8	13.1%
7				(2) 運営状況報告がない場合の取扱い	8	13.1%
8				(3) 特別の報告徴収の対象	1	1.6%
9			3 立入調査	(1) 立入調査の対象	19	31.1%
10				(2) 立入調査の手順	5	8.2%
11			第3 問題を有すると認められる場合の指導監督		1 通則	0
12	2 改善指導	(1) 改善指導の対象			1	1.6%
13		(2) 改善指導の手順			4	6.6%
14	3 改善勧告	(1) 改善勧告の対象			6	9.8%
15		(2) 改善勧告の手順			3	4.9%
16		(3) 利用者に対する周知及び公表			2	3.3%
17	第4 事業停止命令又は施設閉鎖の対象		(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	2	3.3%	
18			(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順	0	0.0%	
19			(3) 公表	1	1.6%	
20	第5 緊急時の対応		(1) 緊急時の手順	0	0.0%	
21			(2) 緊急時の改善勧告	1	1.6%	
22			(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令	0	0.0%	
23	第6 情報提供			2	3.3%	
24	第7 雑則			1	1.6%	

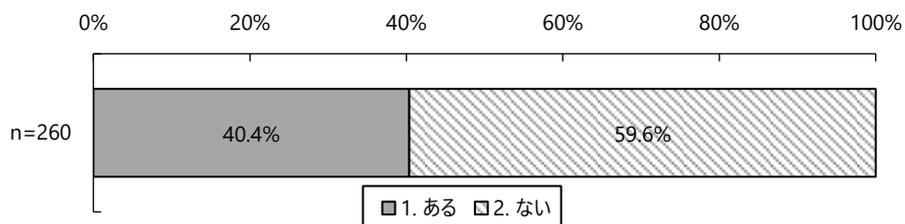
(2) 「認可外保育施設指導監督基準」の解釈に迷う項目

次に、「認可外保育施設指導監督基準」の運用について、同指針の解釈に迷った経験の有無を尋ねたところ、回答のあった125自治体のうち、68.0%にあたる85自治体が「ある」と回答した。令和3年度調査で40.4%であったことと比較すると27.3pt上昇している。

図表 4 「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷った経験の有無(単数回答・n=125)



図表 5 (参考)令和 3 年度調査での「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷った経験の有無(単数回答・n=260)



「認可外保育施設指導監督基準」の項目に沿って、解釈に迷うことのある項目を尋ねたところ、「第 1 保育に従事する者の数及び資格」内の「(1) 保育に従事する者の数」について解釈に迷うと回答した自治体が最も多く、45.9%が回答した。続いて、「第 7 健康管理・安全確保」内の「(3) 児童の健康診断」が多く 37.6%、3 番目に多いのが「第 5 保育内容」内の「(1) 保育の内容」で 23.5%であった。

令和 3 年度調査での結果と比較すると、上位 2 項目は結果に大きな差がなく、いまだ多くの自治体において解釈が難しい場面があると考えられる。

図表 6 「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=125)

#	章	節	項	該当ページ番号	質問6(2) 回答数		
					n=85		
					回答数	回答率	
1	第1 保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育に従事する者の数	p.22~23	39	45.9%	
2			(2) 有資格者の人数	p.23	13	15.3%	
3		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	p.23	9	10.6%	
4			(2) 保育に従事する者	p.24	5	5.9%	
5		3 保育士の名称について			p.24~25	1	1.2%
6		4 国家戦略特別区域限定保育士			p.25	2	2.4%
7	第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	5	5.9%	
8			(2) 保育室の面積	p.25	4	4.7%	
9			(3) 乳児の保育場所の区画	p.25	2	2.4%	
10		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	3	3.5%	
11			(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	p.25	0	0.0%	
12		3 共通事項	(1) 保育室の安全確保	p.26	13	15.3%	
13	(2) 手洗設備		p.26	10	11.8%		
14	第3 非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	p.26	14	16.5%	
15			(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	p.26	12	14.1%	
16		2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設			p.27	1	1.2%
17	第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件		(1) 保育室を2階に設ける建物	p.27~28	13	15.3%	
18			(2) 保育室を3階に設ける建物	p.28~30	9	10.6%	
19			(3) 保育室を4階以上に設ける建物	p.30~31	9	10.6%	
20	第5 保育内容		(1) 保育の内容	p.31~33	20	23.5%	
21			(2) 保育従事者の保育姿勢等	p.33~34	8	9.4%	
22			(3) 保護者との連絡等	p.34~35	2	2.4%	
23	第6 給食		(1) 衛生管理の状況	p.35	12	14.1%	
24			(2) 食事内容等の状況	p.35	7	8.2%	
25	第7 健康管理・安全確保		(1) 児童の健康状態の観察	p.36	2	2.4%	
26			(2) 児童の発育チェック	p.36	7	8.2%	
27			(3) 児童の健康診断	p.36	32	37.6%	
28			(4) 職員の健康診断	p.36~37	12	14.1%	
29			(5) 医薬品等の整備	p.37	13	15.3%	
30			(6) 感染症への対応	p.37	4	4.7%	
31			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	p.37~38	13	15.3%	
32			(8) 安全確保	p.38~39	18	21.2%	
33	第8 利用者への情報提供		(1) サービス内容の掲示	p.39~40	15	17.6%	
34			(2) 書面等交付	p.40	10	11.8%	
35	第9 備える帳簿等		(2) 契約内容等の説明	p.41	3	3.5%	
36					p.41	13	15.3%

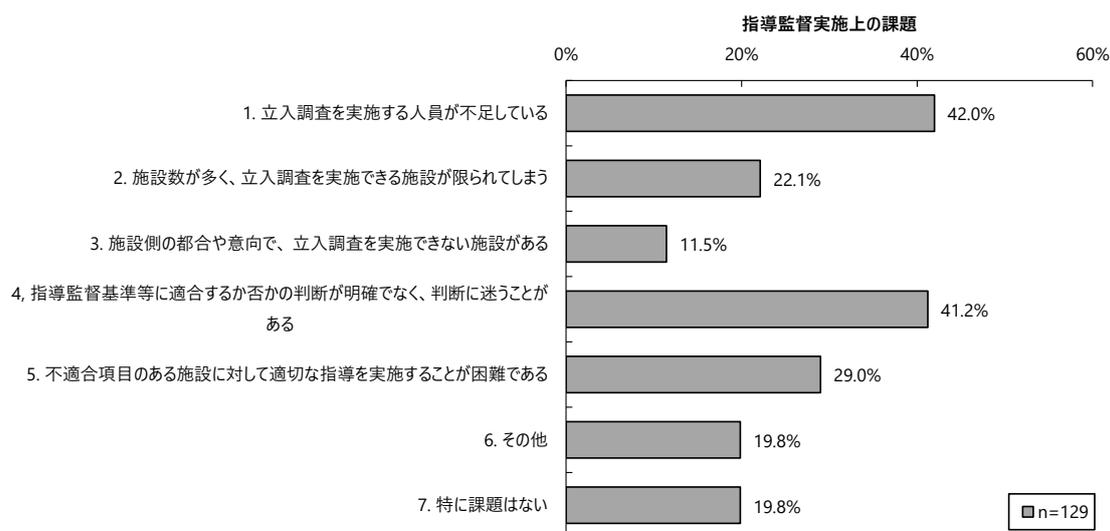
図表 7 (参考)令和3年度調査「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=105)

#	章	節	項	実数	割合	
1	第1	保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の	(1) 保育に従事する者の数	48	45.7%
2				(2) 有資格者の人数	30	28.6%
3			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	17	16.2%
4				(2) 保育に従事する者	13	12.4%
5				3 保育士の名称について	1	1.0%
6				4 国家戦略特別区域限定保育士	2	1.9%
7	第2	保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	18	17.1%	
8			2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	14	13.3%	
9			3 共通事項	22	21.0%	
10	第3	非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	12	11.4%
11				(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	11	10.5%
12			2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	4	3.8%	
13	第4	保育室を2階以上に設ける場合の条件		26	24.8%	
14	第5	保育内容	(1) 保育の内容	28	26.7%	
15			(2) 保育従事者の保育姿勢等	11	10.5%	
16			(3) 保護者との連絡等	4	3.8%	
17	第6	給食	(1) 衛生管理の状況	18	17.1%	
18			(2) 食事内容等の状況	14	13.3%	
19	第7	健康管理・安全確保	(1) 児童の健康状態の観察	1	1.0%	
20			(2) 児童の発育チェック	8	7.6%	
21			(3) 児童の健康診断	47	44.8%	
22			(4) 職員の健康診断	31	29.5%	
23			(5) 医薬品等の整備	7	6.7%	
24			(6) 感染症への対応	4	3.8%	
25			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	21	20.0%	
26			(8) 安全確保	25	23.8%	
27	第8	利用者への情報提供		27	25.7%	
28	第9	備える帳簿等		16	15.2%	

(3) 認可外保育施設の指導監督実施上の課題

次に、認可外保育施設の指導監督実施上の課題について調査した。認可外保育施設の課題として最多であったのは、「立入調査を実施する人員が不足している」「指導監督基準等に適合するか否かの判断が明確でなく、判断に迷うことがある」の2つで、それぞれ41.2%であった。

図表 8 認可外保育施設の指導監督実施上の課題(n=129)



課題の具体的な内容を見ると、行政内の人員不足により全件立入調査の実施が難しいほか、保育の経験不足や人事異動により、適切な立入調査・指導が行えないことを課題として挙げている自治体が多く存在する。また、指導監督基準の解釈が職員や自治体によって異なることで、施設に対して適切な指導を行えないという意見もあった。さらに、施設側のデジタル化の遅れや管理業務の不慣れを課題として指摘する意見もあった。

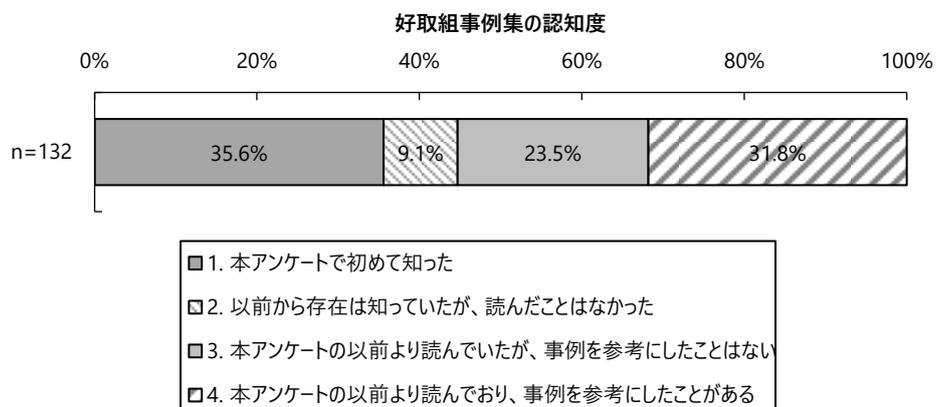
図表 9 課題の具体的な内容

内容	件数 (重複あり)
兼務や認可保育や介護施設等、他調査もするため人的・時間的に厳しい	12
人によって判断のばらつきがでる・専門員が必要	12
施設数に応じた調査人員または時間の確保困難	16
施設側の理解・協力を得られない	11
施設の体制・設備等が不十分で調査の実施が困難	3
調査時以外の普段の実態を確認することが難しい (口頭か書面でしか確認できない)	3
届出が義務付けられていない施設について指導することは、法的根拠がないため困難	1
外国人運営施設や外国人児童の多い施設において相互理解が難しい (言語・文化の違い)	9
判断基準が曖昧、解釈が違う、迷う (ケースバイケースの時など)	19
一時預かりのみ等の場合の取り扱いが難しい	4
児童育成協会が実施する監査と内容に違いがある、または重複しているので必要性を感じない	3
建物の構造や施設の規模等でそもそも遵守や改善が難しい	8
居宅訪問型の適合判断、指導等が難しい	4
不適合施設に対する指導体制が不十分	3
無償化との関係により証明書の不交付・返還請求が難しい	5
施設の特性上、指導監督基準と合致しない施設への指導が難しい	5

(4) 好取組事例集・Q&A 集の認知度

令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された「好取組事例集」の認知度・活用度について、「本アンケートで初めて知った」と回答した自治体が最多の35.6%であった。一方で、「本アンケートの以前より読んでおり、事例を参考にしたことがある」と回答した自治体も31.8%存在し、一定の活用がなされていることが分かった。

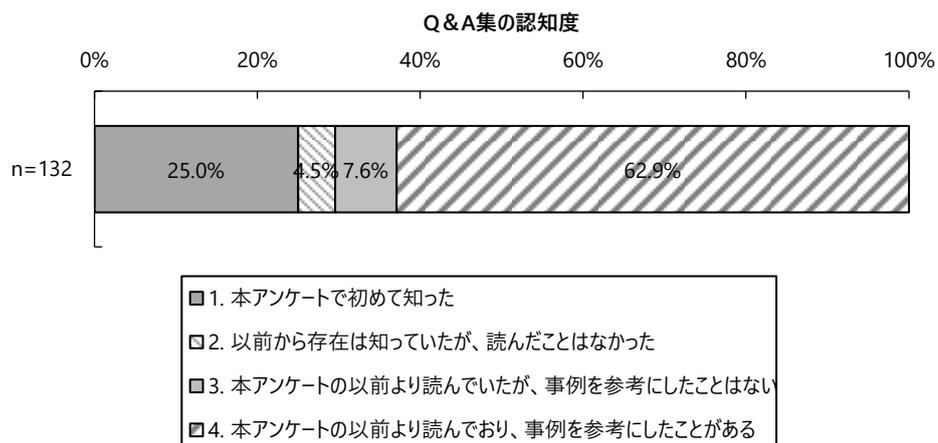
図表 10 好取組事例集の認知度・活用状況(n=132)



また、「認可外保育施設への指導監督に対する Q&A 集」について、「本アンケートの以前より読んでおり、事例を参考としたことがある」と回答した自治体が62.9%と半数以上

を占めた。前述の好取組事例集の約2倍であり、指導監督の指針及び指導監督基準の解釈に迷った際に活用されていることが推察される。一方で、「本アンケートで初めて知った」と回答した自治体も25.0%と1/4存在しており、すべての自治体に十分に情報が行き届いていない可能性も示唆された。

図表 11 Q&A集の認知度(n=132)



図表 12 Q&Aに掲載してほしい内容

認可外保育施設指導監督の指針に関する内容	
	具体的な認可外保育施設の届出対象施設の整理を行って欲しい。
	同一施設における、保育としての預かりと習い事との切り分けの可否や具体的判断基準について記載してほしい。
	施設を持たない保育施設（野外で活動（保育）をする施設）に対する立入調査の調査方法について記載してほしい。（同内容3件）
	就学児童のみの預かりを実施している施設において遵守すべき項目を明記してほしい。（同内容2件）
	同法人が運営する認可外保育施設と認可保育所等が同建物内に併設されている場合に、両施設の乳幼児と一緒に保育することが認められるか記載してほしい。
	企業主導型施設については、児童育成協会及び都道府県（中核市）のいずれが指導監督を実施するのか記載してほしい。
	新規に開設して施設に対し、基準を満たしていると確認できる時期について自治体による差が大きいと感じるが、どの程度の実績を求めるべきか記載してほしい。
	運営状況の報告がなく、廃止や休止の届出もなく、連絡が取れなくなった施設に対する対応について、具体策があれば示してほしい。（同内容3件）
	改善勧告を実施する前の複数回にわたる指導（文書指導等を含む）の実施方法について記載してほしい。
	文書指導又は口頭指導した後、指導監督基準を満たすために必要な改善について、改善を確認するまで必要な期間の目安を記載してほしい。
	すぐに改善結果が確認できないような項目（例：年2回の健康診断の実施の不備等）に対する、実施状況の確認方法やフォローアップの方法について記載してほしい。
認可外保育施設指導監督基準に関する内容	
	「1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下」というのは定員なのか日常的な利用者数なのか、解釈を明記してほしい。
	「1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設において、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることで、保育従事者の複数配置の基準を適用しないことができる」と規定しているが、必要最小限の範囲について具体的に教えてほしい。
	外国人が運営する施設での日本の保育士資格を持つ職員の確保について記載してほしい。
	年齢に応じた玩具・絵本の基準があれば記載してほしい。
	夜間保育所における人員配置（一人の保育従事者が働いてもよい時間等）について、経営者が長時間労働で保育して基準を満たしている場合に、適正な人員配置がされていると判断してよいのか記載してほしい。
	利用児童がいない日及び時間帯の保育従事者の配置についての考え方を記載してほしい。
	児童の健康診断（入所時及び年2回）の健診項目について取り上げてほしい。
	安全計画、マニュアル等の作成時に求められる内容を記載してほしい。（同内容3件）
	自動車を運行時の児童の所在を確実に把握できる方法の具体的な事例や基準を満たしている考えられる範囲を記載してほしい。
	防災訓練等の実施に関する基準について、他の訓練と同時に実施することでもよい記載してほしい。
	安全確保のための各種設備（調理室の設置基準、消火用具の設置場所、避難経路等）について判断基準を具体的に記載してほしい。（同内容3件）
	第9の備える帳簿について、労働者名簿や、労働条件通知書がない場合の具体的な対応方法について記載してほしい。
認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書に関する内容	
	「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付」に係る項目が既に取り上げられているが、より詳細な各手続きの流れや期間、その根拠等について記載してほしい。（同内容7件）
その他	
	他市町村から質問の多い項目を年1回程度の頻度で追記・更新してほしい。

第3章

ヒアリング調査

1. 調査手法

(1) 調査対象

各自治体の認可外保育施設の指導監督担当者

(2) 調査方法

各自治体の認可外保育施設の指導・監督の担当者に対するヒアリング調査。

(3) 調査期間

令和6（2024）年3月

(4) 調査内容

認可外保育施設の指導・監督について、各自治体の立入調査や指導の実施状況や工夫・ポイント等について調査した。また、指導・監督実施上の課題や施設からの照会事項で多いものについても把握した。

ヒアリング個票

1. A 県

■A 県の基本情報

図表 13 A 県の基本情報

総人口	1,469,169 人（2024 年 3 月 1 日現在）
管内認可外保育施設数	346
認可外保育施設への立入調査実施率	49.5%
適合率	52.6%

■A 県における認可外保育施設に関する地域特性

●認可外保育施設数の多さ

A 県は、歴史的経緯から認可保育所の整備が遅れてきたこともあり、県の人口や人口密度に鑑みると認可外保育施設の施設数が多い傾向にある。A 県では認可保育所や小規模保育事業所への転換を促進する認可外移行事業を実施しており、令和 4 年度は 92 施設がいずれかに移行するなど、認可外保育施設は減少傾向にある。

●外国人児童・施設の多さ

県内に在日外国人が多いことから、外国人児童が多く利用する認可外保育施設が多い。また、こうした施設では外国語を母語とする保育従事者も多く、ほとんどすべての職員が外国語を母語とする施設も 20～30 施設程度存在する。

■A 県における認可外保育施設の指導監督上の工夫

○外国人従事者の多い保育施設に対する指導

●設置届・事前準備

- 外国人従事者の多い保育施設では、日本語を理解できる運営者が所属していない場合もあるが、A 県では、各種通知や案内等を英語に翻訳した資材を準備し、事前に送付している
- 翻訳に当たっては、県庁内の法令推進課に翻訳を依頼している

図表 14 立入調査「事前チェックシート」日本語版と英語版

立入調査「事前確認」チェックシート（その1）

【書類関係】

施設名 ()

項目	確認事項	チェック欄	
		通	否
1 保育従事者	①在籍園児数に対し必要な人数が配置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②総乳幼児数に対し必要な人数が配置されているか。 (一時預かり・幼稚園児午後預かり・学童含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③開所時間において、常時、保育従事者が複数(2名以上)配置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 有資格者	①保育に従事する有資格者の数(保育に従事する者の3分の1以上)が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②総乳幼児数に対し必要な有資格者の数が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③開所時間において、常時必要な有資格者が確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 保育士の名称	①保育士でないものを保育士、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。※サービス掲示・資格証の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 非常災害に対する 具体的計画 (消防計画) 避難消火等の 訓練の実施	①消防計画(変更届も含む)が適正に作成され届出が行われているか。 ※30人以上の施設は必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②防火管理者の選任、届出が行われているか。※30人以上の施設は必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③避難訓練は毎月定期的に行われているか。(実地訓練を原則) ※火災(毎月必須)・地震・水害・不審者(各年1回以上)を想定した避難訓練の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④避難訓練の際、2方向での訓練が実施されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 保育の内容	①乳幼児の1人1人の心身の発育や発達の状態を把握し保育内容を工夫しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②年間指導計画・月案・週案・保育日誌は整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ディリープログラムが乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 研修	①園外研修に参加しているか。※資料・職員会議録の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②園内研修を行っているか。※資料(保育指針等)・職員会議録の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 人権	①しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を傷めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 専門機関との 連携	①虐待等不適切な養育が疑われる園児や身体的・発達の疑われる園児が在籍している際に、専門機関と連携をとっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 保護者との 連絡等	①連絡帳などにより、園の様子を保護者に連絡し、家庭での様子を保護者から連絡を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②園だよりを作成し、保護者へ配布しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③緊急時に保護者へ早急に連絡が出来るよう緊急連絡表を整備し、全職員に周知されているか。※固定電話を含む最低でも3カ所の連絡先の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 保育室の見学	①保護者や利用希望者等からの乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

On-site survey "Preliminary Confirmation" Checksheet (Part 1)

Documentation-related		Facility Name (_____)		
Item	Point(s) to be checked	Check Column		
		Adequate	Inadequate	
1	Childcare Staff	1.The necessary student-to-staff ratio is maintained for the number of children registered in daycare program	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2.The necessary student-to-staff ratio is maintained for the total number of infants and children (includes hourly care, afterschool programs, etc.)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		3. Multiple (two or more) childcare workers are present at all times during operating hours.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	Qualified Personnel	1. The required number of licensed staff (1/3 or more of the total staff) are present	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2.The number of licensed persons required for the total number of infants and children are employed	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		3.Necessary qualified personnel always available during operating hours	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	Staff Titles	1.Misleading titles are not used for staff members other than licensed daycare workers *Check staff list and licensing	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	Specific Plans for Emergencies and Disasters (Fire defense plan) Conducting Training for Evacuation, etc.	1.A fire defense plan (including any changes) is properly prepared and reported * Required for facilities with more than 30 people	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2.A fire prevention manager is selected and notified * Required for facilities with more than 30 people	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		3.Evacuation drills are conducted regularly every month (Practical drills) *Drills assuming fires (required monthly), earthquakes, floods, and suspicious individuals (at least once a year)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		4.Evacuation drills in 2 different directions conducted	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	Details of Childcare	1.Childcare content is devised in consideration of the mental and physical development of each infant and child	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2.Annual guidance plans, monthly plans, weekly plans, and daily childcare logs are maintained	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		3. The daily program set in accordance with the daily life rhythm of the children	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	Training	1.Training outside the facility is conducted *Confirmation through documents and staff minutes	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2. In-facility training is conducted *Confirmation through documents and staff minutes	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	Human Rights	1.Basic human rights of infants and children are protected, such as the absence of physical or verbal abuse, regardless if it is considered discipline or not	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	Cooperation with Specialized Institutions	1.Cooperation with specialized institutions in the event of a suspicion of abuse and other inappropriate care of a child, or physical and/or developmental concerns	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	Communication with Parents/Guardians	1.Communication through correspondence notebooks, etc. is done to report activity at facility to parents/guardians, and activity at home reported by parents/guardians.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2.School fliers are made and distributed to parents/guardians	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		3. An emergency contact list is prepared and known to all staff members so parents/guardians can be contacted as soon as possible in an emergency. *At least 3 contact points including landline	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	Facility Tours	1.If parents/guardians or potential applicants request to observe childcare and/or the facility, proper arrangements are made for a tour of the nursery room	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

●立入調査・口頭指導

外国人従事者の多い保育施設の立入調査を実施する場合は、通訳を同行し、適切なコミュニケーションを取れるようにしている。口頭指導時も同様に通訳が同行し、指導内容が確実に伝わるよう工夫している。

●書面指導

書面指導の際も事前準備時と同様に、翻訳した文書を添付して送付している。

■指導監督実施上の課題

●外国人従事者が多い施設への指導監督の課題

外国人従事者が多い施設への指導監督を実施するために、通訳の配置や翻訳版の資材の提供などの工夫を図っているが、日本語を母語とする人が日本語で読んでも理解や解釈の難しい内容であり、翻訳版でも十分に理解されないことがある。

また、外国人従事者は、海外の資格を持っていても、日本の保育士資格や看護師資格を有していないことが多いため、有資格者の要件を充足することが難しい施設も少なくない。県としても改善を促しているが、すぐに資格者を雇用し、要件を充足することは難しいため、対応に苦慮している。

さらに、職員の健康診断の実施など、海外では一般的ではない項目について、文化の違いから不適合項目となってしまうことがある。指導により改善されるものの、数年間経過すると再度不適合の状態に戻ってしまうこともある。

第4章

Q&A 集の作成に資する 情報の整理

1. Q&A 集の作成に資する情報の整理

1-1 Q&A 集作成に資する情報の整理の目的

地方自治体においては、認可外保育施設に対する指導監督基準、及び指導監督指針をもとに認可外保育施設への指導を実施している。しかしながら、実際の保育の現場では多種多様な課題や問題が発生する可能性があり、指導を行う自治体職員が、監督基準及び指針の解釈や適用に迷ってしまうケースも多いと考えられる。そこで、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、Q&A集を作成し、自治体に対して周知が図られたところであるが、令和5年度実施のアンケートにおいても、「認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、記載の解釈に迷ったことはありますか。」という問いに対して、「認可外保育施設の指導監督の指針」では「ある」が38.0%、「認可外保育施設指導監督基準」に至っては「ある」が67.7%と半数を大きく上回る結果となった。Q&A集の認知度・活用度から活用自体は一定進んでいるといえるものの、項目が十分でなく、自治体の解釈に迷う点に十分に答えきれていないと考えられる。

このような課題を受けて、地方自治体がその判断に迷うケースを軽減するために指導監督基準及び指針に係るQ&A集の改訂案の作成を行った。

1-2 Q&A 集の作成に資する情報の整理のプロセスと成果物

情報の整理に当たっては、自治体アンケート結果に基づいた、判断に悩むポイントの抽出を行ったところであり、以下の図表及び前項図表7、10のとおり、情報を整理した。

(1) 過去に子ども家庭庁に寄せられた疑義照会の整理

令和3年度にQ&A集の検討材料を検討した時点以降に、子ども家庭庁に自治体から寄せられた疑義照会の質問及び回答を精査した。その中で、重複した設問や個別性の高い設問等を除いた40項目を新たに追加することとした。

(2) 自治体を対象としたアンケート結果を踏まえた項目の選定

前項にて記載した自治体アンケートの結果を以下に再掲する。まず、「認可外保育施設の指導監督の指針」については、特に自治体が判断に迷いやすいポイントは「第1 総則」内の「2 この指針の対象となる施設」、「4 認可外保育施設の把握」、また、「第2 通常の指導監督」内の「3 立入調査 (1) 立入調査の対象」などであることが分かる。

(再掲)「認可外保育施設の指導監督の指針」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=61)

#	章	節	項	該当ページ番号	質問6(2) 回答数		
					n=84		
					回答数	回答率	
1	第1 保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育に従事する者の数	p.22~23	39	46.4%	
2			(2) 有資格者の人数	p.23	13	15.5%	
3		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	p.23	10	11.9%	
4			(2) 保育に従事する者	p.24	5	6.0%	
5		3 保育士の名称について			p.24~25	1	1.2%
6		4 国家戦略特別区域限定保育士			p.25	2	2.4%
7	第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	5	6.0%	
8			(2) 保育室の面積	p.25	4	4.8%	
9			(3) 乳児の保育場所の区画	p.25	2	2.4%	
10		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	3	3.6%	
11			(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	p.25	0	0.0%	
12		3 共通事項	(1) 保育室の安全確保	p.26	12	14.3%	
13	(2) 手洗設備		p.26	10	11.9%		
14	第3 非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	p.26	14	16.7%	
15			(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	p.26	12	14.3%	
16		2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設			p.27	1	1.2%
17	第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件		(1) 保育室を2階に設ける建物	p.27~28	14	16.7%	
18			(2) 保育室を3階に設ける建物	p.28~30	8	9.5%	
19			(3) 保育室を4階以上に設ける建物	p.30~31	8	9.5%	
20	第5 保育内容		(1) 保育の内容	p.31~33	20	23.8%	
21			(2) 保育従事者の保育姿勢等	p.33~34	8	9.5%	
22			(3) 保護者との連絡等	p.34~35	2	2.4%	
23	第6 給食		(1) 衛生管理の状況	p.35	11	13.1%	
24			(2) 食事内容等の状況	p.35	6	7.1%	
25	第7 健康管理・安全確保		(1) 児童の健康状態の観察	p.36	2	2.4%	
26			(2) 児童の発育チェック	p.36	7	8.3%	
27			(3) 児童の健康診断	p.36	31	36.9%	
28			(4) 職員の健康診断	p.36~37	12	14.3%	
29			(5) 医薬品等の整備	p.37	14	16.7%	
30			(6) 感染症への対応	p.37	5	6.0%	
31			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	p.37~38	14	16.7%	
32			(8) 安全確保	p.38~39	19	22.6%	
33	第8 利用者への情報提供		(1) サービス内容の揭示	p.39~40	14	16.7%	
34			(2) 書面等交付	p.40	10	11.9%	
35			(2) 契約内容等の説明	p.41	3	3.6%	
36	第9 備える帳簿等			p.41	12	14.3%	

続いて、「認可外保育施設指導監督基準」については、「第1 保育に従事する者の数及び資格」内の「(1) 保育に従事する者の数」、「第7 健康管理・安全確保」内の「(3) 児童の健康診断」などが特に解釈に悩むポイントであることが分かった。こうした項目の記載を重点的に強化し、自治体が解釈に迷うことを防ぐよう心掛けた。

図表 15 (再掲)「認可外保育施設指導監督基準」にて解釈に迷う項目(複数回答・n=84)

#	章	節	項	該当ページ番号	質問6(2) 回答数		
					n=84		
					回答数	回答率	
1	第1 保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育に従事する者の数	p.22~23	39	46.4%	
(2) 有資格者の人数			p.23	13	15.5%		
2		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	p.23	10	11.9%	
3			(2) 保育に従事する者	p.24	5	6.0%	
4		3 保育士の名称について			p.24~25	1	1.2%
5		4 国家戦略特別区域限定保育士			p.25	2	2.4%
6	第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	5	6.0%	
7			(2) 保育室の面積	p.25	4	4.8%	
8			(3) 乳児の保育場所の区画	p.25	2	2.4%	
9		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	3	3.6%	
10			(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	p.25	0	0.0%	
11		3 共通事項	(1) 保育室の安全確保	p.26	12	14.3%	
12	(2) 手洗設備	p.26	10	11.9%			
13	第3 非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	p.26	14	16.7%	
14			(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	p.26	12	14.3%	
15		2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	p.27	1	1.2%		
16	第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件		(1) 保育室を2階に設ける建物	p.27~28	14	16.7%	
17			(2) 保育室を3階に設ける建物	p.28~30	8	9.5%	
18			(3) 保育室を4階以上に設ける建物	p.30~31	8	9.5%	
19	第5 保育内容		(1) 保育の内容	p.31~33	20	23.8%	
20			(2) 保育従事者の保育姿勢等	p.33~34	8	9.5%	
21			(3) 保護者との連絡等	p.34~35	2	2.4%	
22	第6 給食		(1) 衛生管理の状況	p.35	11	13.1%	
23			(2) 食事内容等の状況	p.35	6	7.1%	
24	第7 健康管理・安全確保		(1) 児童の健康状態の観察	p.36	2	2.4%	
25			(2) 児童の発育チェック	p.36	7	8.3%	
26			(3) 児童の健康診断	p.36	31	36.9%	
27			(4) 職員の健康診断	p.36~37	12	14.3%	
28			(5) 医薬品等の整備	p.37	14	16.7%	
29			(6) 感染症への対応	p.37	5	6.0%	
30			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	p.37~38	14	16.7%	
31			(8) 安全確保	p.38~39	19	22.6%	
32	第8 利用者への情報提供		(1) サービス内容の揭示	p.39~40	14	16.7%	
33			(2) 書面等交付	p.40	10	11.9%	
34	第9 備える帳簿等		(1) 契約内容等の説明	p.41	3	3.6%	
35			(2) 契約内容等の説明	p.41	12	14.3%	
36							

(3) 令和3年度作成のQ&A集の内容見直し

令和3年度時点で作成したQ&A集の内容について、指導監督に係る指針及び指導監督基準の一部改訂により、質問・回答の記載の更新要否を確認した。内容面での大きな修正は生じていない一方で、表題の変更や参考URLの差し替えなど微修正を行い、より正確な記載を試みた。

第5章

総括

総括

本調査研究では、地方自治体における認可外保育施設への指導の標準化を目的として、地方自治体向けのアンケート調査により、実態を把握した上で、実際に指導を行う地方自治体の職員向けの事例集及び Q&A 集の改訂に資する情報の整理を行った。

認可外保育施設の立入調査において、7 割近くの自治体で認可外保育施設指導監督基準の解釈に迷う経験を有していた。令和 3 年度調査時点では、同基準の解釈に迷うことがあると回答した自治体が 4 割程度であった。調査対象が一部異なるため単純比較は困難であるが、27.6pt 増加している点は課題として認識すべき点と考えられる。令和 3 年度調査研究において作成された Q&A 集の認知度は 75.0%にも上り、実際に参考にしたことがある自治体が 62.8%存在するにもかかわらず、むしろ解釈に迷うことがある自治体が増えているということは、Q&A 集の項目の不足が生じていたり、回答内容を読んでもなお解釈に迷うということを示唆している。一方で、自治体が解釈を確認したいと感じる点に対して、明確な判断基準や回答を示すことが難しい場合もある。指導監督基準内には、施設の実態に応じて適切に判断できるよう、解釈の幅を残している項目もあると考えられる。こうした項目に対して、適切に判断・指導を行うためには、指導監督にあたる人員の保育施設や内容と指導監督基準や各種法令・通知への深い理解が求められる。

しかしながら、アンケート調査からは、指導監督を担当する行政の深刻な人員不足の課題も明らかとなった。指導監督実施上の課題として、「立入調査を実施する人員が不足している」と回答したのは 42.0%、「施設数が多く、立入調査を実施できる施設が限られてしまう」と回答したのが 22.1%であった。この 2 項目は深く関連づいており、人員が不足しているがゆえに、すべての施設の立入調査を実施することができなかつたり、逆に全件立入調査を実施するため、人員不足が深刻となっていたりする。この点について、アンケートにおいても、ヒアリングにおいても、単に立入調査等に当たる人員が不足しているだけでなく、他の業務との兼任や人事異動による経験年数の短さにより、保育施設の業務や指導監督基準等への理解が不足している現状が指摘された。中には、認可外保育施設の立入検査と他の社会福祉施設等の監査・立入調査を兼任している自治体もあり、保育特有の事項について指導監督を実施することが難しいという意見もアンケートの中では上がっていた。

このように、認可外保育施設指導監督の指針や指導監督基準において判断に迷う場合があることについては、指針・基準そのものの解釈の難しさや曖昧な表現に対する判断の迷いだけでなく、自治体職員の経験・知識不足による指導監督基準の読み解きの不慣れに起因する場合もあると言える。

こうした課題のうち、指導監督の指針や指導監督基準の解釈の迷いに対して、より多くの項目に対応すべく、Q&A 集の改訂を行った。令和 3 年度調査研究以降に厚生労働省及び子ども家庭庁に寄せられた疑義照会及び回答を基にしながら、項目の大幅追加を図って

いる。また、令和5年度に新たに項目として追加された安全計画について特に手厚く記載するほか、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」に対する疑義照会についても取り上げることにした。無償化の経過措置の終了後は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付が、無償化可否に影響するため、子育て家庭の経済的負担に直結する事項である。アンケートの中でも証明書交付の手順や条件について疑義が集まるなど、多くの自治体において重要な関心事であると認識している。こうした項目の追加により、認可外保育施設の指導監督の業務負担軽減や確実な指導監督につながることを期待される。

さらに、好取組事例集について、アンケートの中で指摘の多かった事項の一つである、外国人従事者が中心を占める施設における指導監督の工夫について追加を行った。在日外国人の増加により、近年では児童・従事者ともに外国人がほとんどを占める認可外保育施設が増加しているが、日本語を母語としない管理者の場合、円滑なコミュニケーションが取れず、立入調査や指導が十分に行えない課題を多くの自治体で抱えている。事例では、資料類について英語翻訳版を作成し、事前にチェックリスト等を送付することで、指導監督基準やチェックリスト等の理解を進めるとともに、立入調査時には通訳を同席させて調査を実施することを記載している。人員配置等の問題で、すべての自治体において通訳を同行させることは難しくとも、翻訳ツールなどの使用も含め、確実に立入調査を実施できる体制を整備することが肝要と言える。

今後は、作成したQ&A集や好取組事例集の活用を促し、認可外保育施設の指導監督の標準化を図っていくことが重要となる。特にQ&A集は多くの自治体において活用されている一方で、本アンケートの実施まで認知していなかった自治体も存在した。自治体においては人事異動により、必ずしも情報が引き継がれているとは限らないこともある。定期的な情報発信やQ&A集・事例集の更新により、継続的な情報提供・発信を行うことで、すべての自治体に必要な情報がいきわたると考えられる。

本調査研究の成果が、各自治体の認可外保育施設の指導監督の標準化に資するとともに、今後は指導監督の標準化や業務負担軽減への取組がより一層推進されていくことを祈念して、結びとしたい。

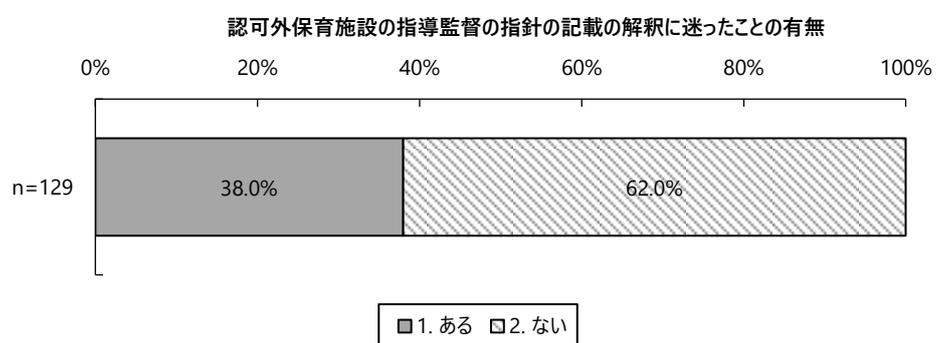
参考資料①

自治体向けアンケート調査単純集計

質問 5. 「認可外保育施設の指導監督の指針」の運用についてお伺いします。お手元に「認可外保育施設の指導監督の指針」をご準備の上、ご回答ください。

(1) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設の指導監督の指針」の記載の解釈に迷ったことはありますか。

	実数	割合
1. ある	49	38.0%
2. ない	80	62.0%
計	129	100%



(2) 質問 5 (1) で「1. ある」を選択した方にお伺いします。

認可外保育施設に対する立入調査や指導を実施する際に、「認可外保育施設の指導監督の指針」内の項目の中で、解釈に迷うことがあった項目として当てはまるものすべてについて、質問 5 (2) 回答欄に「○」をご記入ください。(複数回答)

#	章	節	項	該当ページ番号	質問5 (2)			
					回答数	回答率		
n=49								
1	第1 総則	1	この指針の目的及び趣旨	p.2	1	2.0%		
2		2	この指針の対象となる施設	p.2~3	19	38.8%		
3		3	指導監督の事項及び方法	p.3	3	6.1%		
4		4	認可外保育施設の把握	(1)	認可外保育施設の把握	p.3~4	4	8.2%
5				(2)	認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導	p.4~6	17	34.7%
6				(3)	届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置	p.6~7	2	4.1%
7				(4)	市区町村に対する届出事項の通知	p.7	0	0.0%
8	第2 通常の指導監督	1	通則	p.7	0	0.0%		
9		2	報告徴収	(1)	運営状況報告の対象	p.7~10	8	16.3%
10				(2)	運営状況報告がない場合の取扱い	p.10	5	10.2%
11				(3)	特別の報告徴収の対象	p.10	0	0.0%
12		3	立入調査	(1)	立入調査の対象	p.10~12	17	34.7%
13				(2)	立入調査の手順	p.12~14	6	12.2%
14	第3 問題を有すると認められる場合の指導監督	1	通則	p.14~15	1	2.0%		
15		2	改善指導	(1)	改善指導の対象	p.15	2	4.1%
16				(2)	改善指導の手順	p.15	1	2.0%
17		3	改善勧告	(1)	改善勧告の対象	p.15~16	1	2.0%
18				(2)	改善勧告の手順	p.16	1	2.0%
19				(3)	利用者に対する周知及び公表	p.16	0	0.0%
20	第4 事業停止命令又は施設閉鎖の対象		(1)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	p.16~17	1	2.0%	
21			(2)	事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順	p.17~18	0	0.0%	
22			(3)	自治体間の情報提供及び公表	p.18~19	1	2.0%	
23	第5 緊急時の対応		(1)	緊急時の手順	p.19	0	0.0%	
24			(2)	緊急時の改善勧告	p.19~20	1	2.0%	
25			(3)	緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令	p.20	0	0.0%	
26	第6 情報提供	1	市区町村等に対する情報提供	p.20	0	0.0%		
27		2	一般への情報提供	p.20~21	2	4.1%		
28	第7 雑則	1	記録の整備	p.21	0	0.0%		
29		2	厚生労働省への報告	p.21	0	0.0%		

(3) 質問 5 (2) でご回答された各項目について、解釈に迷ったケースの内容や迷った観点について具体的にご記入ください。(自由記述)

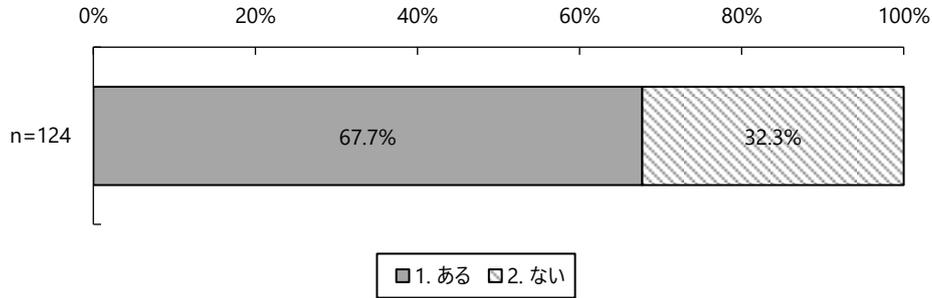
→省略

質問 6. 「認可外保育施設指導監督基準」の運用についてお伺いします。

(1) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」の記載の解釈に迷ったことはありますか。

	実数	割合
1. ある	84	67.7%
2. ない	40	32.3%
計	124	100%

認可外保育施設指導監督基準の記載の解釈に迷ったことの有無



(2) 認可外保育施設に対する立入調査や指導を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」内の項目の中で、判断に迷うことがあった項目として当てはまるものすべてについて、質問6(2)回答欄に「○」をご記入ください。(複数回答)

#	章	節	項	該当ページ番号	質問6(2)回答数		
					回答数	回答率	
n=84							
1	第1章 保育に従事する者の数及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育に従事する者の数	p.22~23	39	46.4%	
2			(2) 有資格者の人数	p.23	13	15.5%	
3		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育することができる乳幼児の数	p.23	10	11.9%	
4			(2) 保育に従事する者	p.24	5	6.0%	
5		3 保育士の名称について			p.24~25	1	1.2%
6		4 国家戦略特別区域限定保育士			p.25	2	2.4%
7	第2章 保育室等の構造、設備及び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	5	6.0%	
8			(2) 保育室の面積	p.25	4	4.8%	
9			(3) 乳児の保育場所の区画	p.25	2	2.4%	
10		2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設	(1) 保育室等の設置	p.25	3	3.6%	
11			(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	p.25	0	0.0%	
12		3 共通事項	(1) 保育室の安全確保	p.26	12	14.3%	
13	(2) 手洗設備		p.26	10	11.9%		
14	第3章 非常災害に対する措置	1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備	p.26	14	16.7%	
15			(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	p.26	12	14.3%	
16		2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設			p.27	1	1.2%
17	第4章 保育室を2階以上に設ける場合の条件		(1) 保育室を2階に設ける建物	p.27~28	14	16.7%	
18			(2) 保育室を3階に設ける建物	p.28~30	8	9.5%	
19			(3) 保育室を4階以上に設ける建物	p.30~31	8	9.5%	
20	第5章 保育内容		(1) 保育の内容	p.31~33	20	23.8%	
21			(2) 保育従事者の保育姿勢等	p.33~34	8	9.5%	
22			(3) 保護者との連絡等	p.34~35	2	2.4%	
23	第6章 給食		(1) 衛生管理の状況	p.35	11	13.1%	
24			(2) 食事内容等の状況	p.35	6	7.1%	
25	第7章 健康管理・安全確保		(1) 児童の健康状態の観察	p.36	2	2.4%	
26			(2) 児童の発育チェック	p.36	7	8.3%	
27			(3) 児童の健康診断	p.36	31	36.9%	
28			(4) 職員健康診断	p.36~37	12	14.3%	
29			(5) 医薬品等の整備	p.37	14	16.7%	
30			(6) 感染症への対応	p.37	5	6.0%	
31			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	p.37~38	14	16.7%	
32			(8) 安全確保	p.38~39	19	22.6%	
33	第8章 利用者への情報提供		(1) サービス内容の掲示	p.39~40	14	16.7%	
34			(2) 書面等交付	p.40	10	11.9%	
35	第9章 備える帳簿等		(1) 契約内容等の説明	p.41	3	3.6%	
36					p.41	12	14.3%

(3) 質問6(2)でご回答された各項目について、解釈に迷ったケースの内容や迷った観点について具体的にご記入ください。(自由記述)

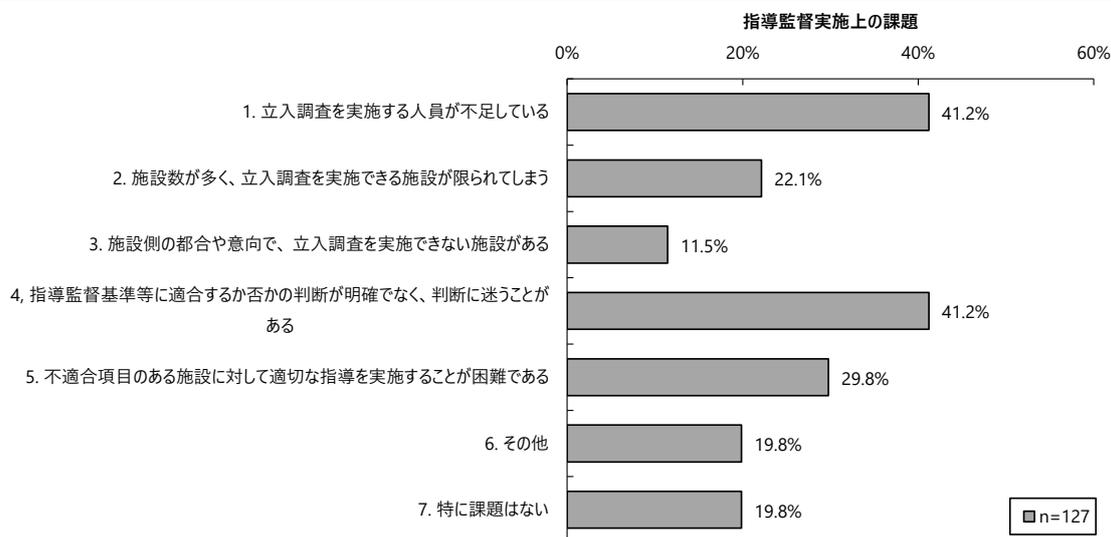
→省略

質問7認可外保育施設の指導監督実施上の課題についてお伺いします。

(1) 認可外保育施設の指導監督実施上の課題としてあてはまる項目をすべてお答えください。

N=127

	実数	割合
1. 立入調査を実施する人員が不足している	54	41.2%
2. 施設数が多く、立入調査を実施できる施設が限られてしまう	29	22.1%
3. 施設側の都合や意向で、立入調査を実施できない施設がある	15	11.5%
4. 指導監督基準等に適合するか否かの判断が明確でなく、判断に迷うことがある	54	41.2%
5. 不適合項目のある施設に対して適切な指導を実施することが困難である	39	29.8%
6. その他	26	19.8%
7. 特に課題はない	26	19.8%



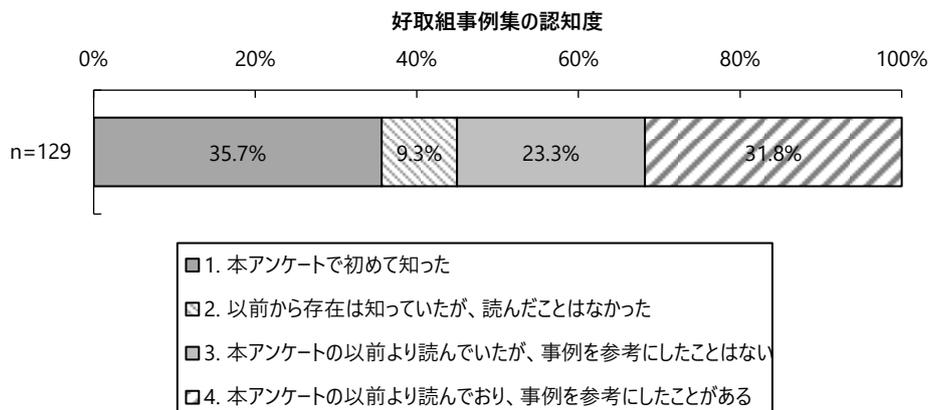
(2) 質問 7(1)で「7.特に課題はない」以外を選択した方にお伺いします。指導監督実施上の課題を具体的にご記入ください。

→省略

質問8令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された「好取組事例集」についてお伺いします。

(1) 好取組事例集について、ご存知でしたか。当てはまるものを一つお答えください。

	実数	割合
1. 本アンケートで初めて知った	46	35.7%
2. 以前から存在は知っていたが、読んだことはなかった	12	9.3%
3. 本アンケートの以前より読んでいたが、事例を参考にしたことはない	30	23.3%
4. 本アンケートの以前より読んでおり、事例を参考にしたことがある	41	31.8%
合計	129	100%



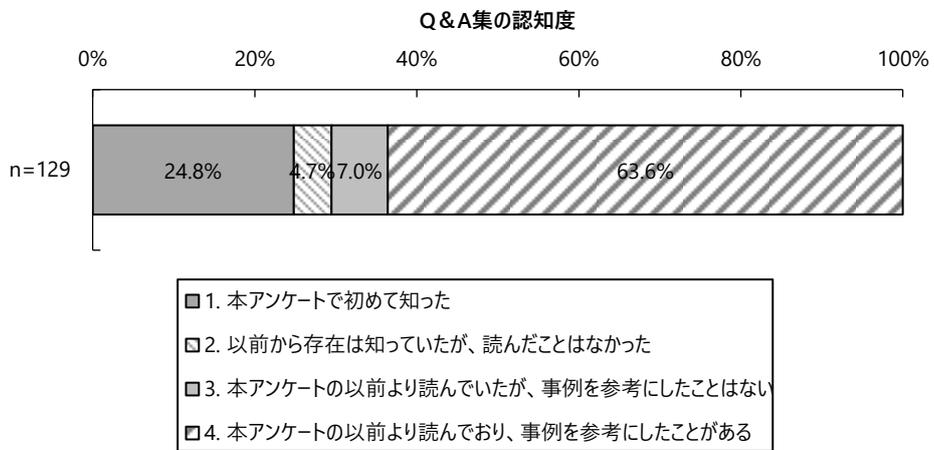
(2) 事例集に取り上げてほしい事例や項目があれば具体的にご記入ください。(自由記述)

→省略

質問9令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された「認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集」についてお伺いします。

(1) 「認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集」について、ご存知でしたか。当てはまるものを一つお答えください。

	実数	割合
1. 本アンケートで初めて知った	32	24.8%
2. 以前から存在は知っていたが、読んだことはなかった	6	4.7%
3. 本アンケートの以前より読んでいたが、事例を参考にしたことはない	9	7.0%
4. 本アンケートの以前より読んでおり、事例を参考にしたことがある	82	63.6%
合計	129	100%



(2) Q&A 集に取り上げてほしい事例や項目があれば具体的にご記入ください。(自由記述)
→省略

参考資料②
自治体向けアンケート調査票

※シート2・3は省略

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究 アンケート調査
シート4 認可外保育施設の指導監督に関する好取組事例集・Q&A集の改訂に向けたアンケート

質問5 「認可外保育施設の指導監督の指針」運用について
質問6 「認可外保育施設指導監督基準」運用について
質問7 認可外保育施設の指導監督実施上の課題
質問8 令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された「好取組事例集」について
質問9 令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された「認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集」について

以降の設問では、認可外保育施設の指導監督に関する好取組事例集・Q&A集の改訂に向けて、指針等について解釈に迷う点や、事例集・Q&A集で取り上げてほしい点についてお伺いします。「認可外保育施設指導監督の指針」、「認可外保育施設指導監督基準」及び令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された、好取組事例集・Q&A集をお手元にご準備の上、以下の設問にお答えください。
上記の好取組事例集・Q&A集が手元にない場合は、以下URLより確認いただけます。
①12月25日(月)～12月29日(金)15:25
https://filetransfer.digital.go.jp/v2/access?key=8xsvPgMXQ9TodWlq_UqaZg
②1月8日(月)以降
https://www.nri.com/jp/service/mcs/unlicensed_childcare_facility/childcare
※12月29日(金)15:25以降～1月7日(日)までは閲覧不可であるため注意のこと。

質問5 「認可外保育施設の指導監督の指針」の運用についてお伺いします。お手元に「認可外保育施設の指導監督の指針」をご準備の上、ご回答ください。

(1) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設の指導監督の指針」の記載の解釈に迷ったことはありますか。

- 質問5(1) 選択肢
1. ある
2. ない

質問5(1) 回答欄

(2) 質問5(1)で「1.ある」を選択した方にお伺いします。

認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設の指導監督の指針」内の項目の中で、解釈に迷ったことがあった項目として当てはまるものすべてについて、質問5(2) 回答欄に「○」をご記入ください。(複数回答)

(3) 質問5(2)でご回答された各項目について、解釈に迷ったケースの内容や迷った観点について具体的に記入ください。(自由記述)

※「認可外保育施設の指導監督の指針」の中で解釈に迷った箇所を具体的に示してください。

#	章	節	項	該当ページ番号	質問5(2) 回答欄	質問5(3) 回答欄	
					解釈に迷った項目	具体的内容	
1	第1 総則	1	この指針の目的及び趣旨	p.2			
2			この指針の対象となる施設	p.2～3			
3			指導監督の事項及び方法	p.3			
4		4	認可外保育施設の把握	(1) 認可外保育施設の把握	p.3～4		
5				(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導	p.4～6		
6				(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置	p.6～7		
7				(4) 市区町村に対する届出事項の通知	p.7		
8	第2 通常の指導監督	1	通則	p.7			
9			2	報告徴収			
10				(1) 運営状況報告の対象	p.7～10		
11		(2) 運営状況報告がない場合の取扱い		p.10			
12		(3) 特別の報告徴収の対象	p.10				
13		3	立入調査	(1) 立入調査の対象	p.10～12		
14	(2) 立入調査の手順			p.12～14			
15	第3 問題を有すると認められる場合の指導監督	1	通則	p.14～15			
16			2	改善指導			
17		(1) 改善指導の対象		p.15			
18		(2) 改善指導の手順	p.15				
19		3	改善勧告	(1) 改善勧告の対象	p.15～16		
20				(2) 改善勧告の手順	p.16		
21	(3) 利用者に対する周知及び公表			p.16			
22	第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	1	(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象	p.16～17			
23			(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順	p.17～18			
24			(3) 自治体間の情報提供及び公表	p.18～19			
25	第5 緊急時の対応	1	緊急時の手順	p.19			
26			(2) 緊急時の改善勧告	p.19～20			
27			(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令	p.20			
28	第6 情報提供	1	市区町村等に対する情報提供	p.20			
29			一般への情報提供	p.20～21			
30	第7 雑則	1	記録の整備	p.21			
31			厚生労働省への報告	p.21			

質問6 「認可外保育施設指導監督基準」の運用についてお伺いします。

(1) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」の記載の解釈に迷ったことはありませんか。

質問6 (1) 選択肢

- 1. ある
- 2. ない

質問6 (1) 回答欄

(2) 認可外保育施設に対する立入調査や指導等を実施する際に、「認可外保育施設指導監督基準」内の項目の中で、判断に迷った項目として当てはまるものすべてについて、質問6 (2) 回答欄に「○」をご記入ください。(複数回答)

(3) 質問6 (2) でご回答された各項目について、解釈に迷ったケースの内容や迷った観点について具体的に記入ください。(自由記述)

※「認可外保育施設指導監督基準」の中で解釈に迷った箇所を具体的に示してください。

#	章	節	項	該当ページ番号	質問6 (2) 回答欄	質問6 (3) 回答欄
					解釈に迷う項目	具体的内容
1	第1	1	(1) 保育に従事する者の数	p.22~23		
2			(2) 有資格者の人数	p.23		
3		2	(1) 保育することができる乳幼児の数	p.23		
4			(2) 保育に従事する者	p.24		
5		3	保育士の名称について	p.24~25		
6		4	国家戦略特別区域限定保育士	p.25		
7	第2	1	(1) 保育室等の設置	p.25		
8			(2) 保育室の面積	p.25		
9			(3) 乳児の保育場所の区画	p.25		
10		2	(1) 保育室等の設置	p.25		
11			(2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	p.25		
12		3	共通事項	(1) 保育室の安全確保	p.26	
13	(2) 手洗設備			p.26		
14	第3	1	(1) 消火用品、非常口その他非常災害に必要な設備	p.26		
15			(2) 非常災害に対する具体的計画、定期的訓練の実施	p.26		
16	2	法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設	p.27			
17	第4	保育室を2階以上に設ける場合の条件	(1) 保育室を2階に設ける建物	p.27~28		
18			(2) 保育室を3階に設ける建物	p.28~30		
19			(3) 保育室を4階以上に設ける建物	p.30~31		
20	第5	保育内容	(1) 保育の内容	p.31~33		
21			(2) 保育従事者の保育姿勢等	p.33~34		
22			(3) 保護者との連絡等	p.34~35		
23	第6	給食	(1) 衛生管理の状況	p.35		
24			(2) 食事内容等の状況	p.35		
25	第7	健康管理・安全確保	(1) 児童の健康状態の観察	p.36		
26			(2) 児童の発育チェック	p.36		
27			(3) 児童の健康診断	p.36		
28			(4) 職員健康診断	p.36~37		
29			(5) 医薬品等の整備	p.37		
30			(6) 感染症への対応	p.37		
31			(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	p.37~38		
32			(8) 安全確保	p.38~39		
33	第8	利用者への情報提供	(1) サービス内容の掲示	p.39~40		
34			(2) 書面等交付	p.40		
35			(2) 契約内容等の説明	p.41		
36	第9	備える帳簿等		p.41		

質問7 認可外保育施設の指導監督実施上の課題についてお伺いします。

(1) 認可外保育施設の指導監督実施上の課題としてあてはまる項目をすべてお答えください。

	質問7(1) 回答欄
1. 立入調査を実施する人員が不足している	
2. 施設数が多く、立入調査を実施できる施設が限られてしまう	
3. 施設側の都合や意向で、立入調査を実施できない施設がある	
4. 指導監督基準等に適合するかどうかの判断が明確でなく、判断に迷うことがある	
5. 不適合項目のある施設に対して適切な指導を実施することが困難である	
6. その他	
7. 特に課題はない	

(2) 質問7(1)で「7. 特に課題はない」以外を選択した方にお伺いします。指導監督実施上の課題を具体的に記入ください。

質問7(2) 回答欄

質問8 令和3年度 子ども子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された「好取組事例集」についてお伺いします。



(1) 好取組事例集について、ご存知でしたか。当てはまるもの一つをお答えください。

質問8(1) 選択肢

1. 本アンケートで初めて知った
2. 以前から存在は知っていたが、読んだことはなかった
3. 本アンケートの以前より読んでいたが、事例を参考にしたことはない
4. 本アンケートの以前より読んでおり、事例を参考にしたことがある

質問8(1) 回答欄

(2) 事例集に取り上げてほしい事例や項目があれば具体的に記入ください。(自由記述)

質問8(2) 回答欄

質問9 令和3年度 子ども子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」にて作成された「認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集」についてお伺いします。



(1) 「認可外保育施設への指導監督に対するQ&A集」について、ご存知でしたか。当てはまるもの一つをお答えください。

質問9(1) 選択肢

1. 本アンケートで初めて知った
2. 以前から存在は知っていたが、読んだことはなかった
3. 本アンケートの以前より読んでいたが、回答を参考にしたことはない
4. 本アンケートの以前より読んでおり、回答を参考にしたことがある

質問9(1) 回答欄

(2) Q&A集に取り上げてほしい項目があれば具体的に記入ください。(自由記述)

質問9(2) 回答欄

令和5年度 子ども・子育て支援調査研究事業

**認可外保育施設に対する指導監督の実施における
標準化に向けた調査研究
報告書**

令和 6(2024)年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード:8169314]